

時 期	復旧・復興段階
区 分	産業・雇用
分 野	工業・商業
検 証 項 目	工業の再建等

根拠法令・事務区分	激甚災害法、阪神・淡路大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律、旧中小企業事業団法、中小企業金融公庫法、国民生活金融公庫法、商工組合中央金庫法、中小企業近代化資金等助成法、大学等技術移転促進法（TLO法）等
執 行 主 体	国、県（自治事務）、市町（自治事務）、旧中小企業事業団、商工会議所等
財 源	国庫補助、阪神・淡路大震災復興基金等による補助あり。 「阪神・淡路大震災における国・県・市町の取り組み状況」を参照。
概 要	<p>震災後、工業（特に地場の中小・零細企業）の早期復旧のため、実質無利子融資等による金融支援や、中小企業相談所の設置による各種相談支援、仮設店舗の設置に対する助成制度の創設などにより、事業者の商業再開に対する支援を行った。</p> <p>兵庫県は、平成7年8月、平成9年度までの3力年間で、被災地の純生産を震災前の水準に回復させることを目標とする「産業復興3カ年計画」を策定した。震災から3年後の平成9年度においては、純生産（建設業を除く。）が、101.7%となり、震災前の水準に回復したが、一部の地場産業や商業・サービス業等については、業種や地域、企業規模等により復興格差が見られる状況にあった。中小・零細企業の復旧・復興が遅れている要因としては、被災事業者への個別対策が全て「貸し付け」制度であり、事業者にさらに「負債」を負わせたことなどが指摘されている。</p> <p>神戸市は、中小製造業者の再出発拠点として、旧中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、平成8年から「神戸市復興支援工場」を建設した。復興支援工場への入居には敷金が不要、賃貸料は民間よりも幾分割安で、使用期間は5年、最長15年まで延長可というもの。長引く不況の影響により、平成16年3月時点で、入居企業110社のうち4割が使用料を滞納していることがわかった。</p> <p>被災地域には、ケミカルシューズ、粘土瓦、酒造、ファッション、洋菓子等の地場産業を中心とした中小製造業が集積しており、これらの既存産業の復旧・復興に当たっては、震災前からの構造的な問題の解決も含め、製品の高付加価値化や販路開拓等により積極的な再建・復興を図る必要があった。特に、ケミカルシューズ業界においては、震災前後のケミカルシューズ業界の問題・課題を整理し、ケミカルシューズ産業の新たな展開を図るためのシンボリックな施設として、情報発信機能やインキュベーション機能を備えた「くつのまち：ながた」核施設（シューズプラザ）を整備した。</p>

阪神・淡路大震災における取組内容とその結果	
国	<p>阪神・淡路大震災に対して取った措置</p> <p>《金融支援》</p> <p>激甚災害指定による特別措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p33]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 ・ 中小企業近代化資金等助成法による貸付金等の償還期間等の特例 ・ 事業協同組合等の施設の災害復旧事業費に対する補助 ・ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例 <p>中小企業信用保険法の特例措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p35]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業信用保険法における普通保険（2億円）、無担保保険（2,000万円）、特別小口保険（500万円）について、限度額の別枠設定。

- ・普通保険のてん補率を70%から80%に引き上げ。
- ・保険料率を次に引き下げ。普通：0.57% 0.41%、無担保：0.46% 0.29%、特別小口：0.33% 0.19%)

「中小企業災害復旧資金貸付制度」の充実強化（政府系中小企業金融機関）[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

- ・中小企業災害復旧資金貸付制度について、以下の措置を講じた。

- ・融資対象者：事業所などに直接被害を受けている中小企業者
- ・利率の引下げ：当初3年間 2.5% 2.5%
4・5年目 4.15% 3.0%
6年目以降 4.9% 3.6%
- ・限度額の引上げ：1,000万円 3,000万円
- ・貸付期間の延長：10年（据置2～3年） 15年（据置5年）
- ・取扱期間：平成7年1月20日～平成8年7月31日（貸付分）

（本格的な復興を支援するための当制度の拡充）

- ・融資対象者：震災により被害を受けている中小企業者
- ・利率の引下げ：4.9% 3.4%
- ・限度額の引上げ：国民金融公庫 3,000万円 6,000万円
中小企業金融公庫 1億5,000万円 3億円
- ・貸付期間の延長：設備10年（据置2年）（設備15年（据置2年））
- ・取扱期間：平成7年5月22日～平成8年7月31日（貸付分）

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給（(財)兵庫県中小企業振興公社事業）[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

- ・政府系中小企業金融機関が実施している災害復旧貸付制度融資利率を軽減するため、県が(財)兵庫県中小企業振興公社に貸付（無利子）し、金利軽減のため基金を造成し、借入者へ利子補給を実施した。

- ・対象者：政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付（直接被害者に対する貸付）
- ・利子補給対象融資限度額：3,000万円
- ・利子補給期間：3年間
- ・利子補給率：0.5%（3.0% 2.5%）

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

中小企業金融公庫等の災害復旧制度における融資条件の改善[『農業白書（平成7年版）』農林水産省,p356]

- ・農林水産省は、食料品等の製造業者、販売業者等に対して、中小企業金融公庫等の災害復旧貸付制度の融資条件を改善し、長期・低利資金（貸付期間15年以内、当初3年間の金利3.0%（利子補給により2.5%）等）の措置等についても講じた。

《その他》

中小企業関係緊急連絡本部等の設置（平成7年1月）[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p89]

- ・阪神・淡路大震災により、多数の中小企業に甚大な被害が発生していることから、中小企業庁、中小企業関係機関から構成する「中小企業関係緊急連絡本部」を平成7年1月18日に設置し、阪神・淡路大震災による中小企業の被害状況を迅速かつ的確な把握、事業資金の融資に関する相談など当面の緊急措置の検討、今後の復旧・復興支援措置の検討、その他の必要な措置の検討を行うこととした。
- ・また、被災地などに所在する中小企業等の行う事業を所掌する関係省庁が、相互に情報・意見交換など密接な連携を図り、それぞれにおいて効率的な対策を実施するため、平成7年2月6日に「関係省庁中小企業対策連絡会議」を設置し、被災中小企業者の事業の早期再開など、その復旧・復興に関する支援策の検討を行った。

- 下請企業への取引あっせん等（平成7年1月）[『中小企業白書（平成8年版）』中小企業庁,p77]
- ・被災中小企業の事業再建を進めていくためには、金融面等の措置と併せ、仕事の確保を図ることが極めて重要である。このため、平成7年1月26日に、被災地で被害にあった親企業と直接取引のある下請企業及び当該下請企業と取引のある二次下請企業への優先的な取引あっせんを行うよう、各都道府県の下請企業振興協会に指示を行った。
 - ・また、平成7年2月13日には、国及び特殊法人の物件、工事などの発注に当たり、被災地域の中小企業者に対する官公需の受注機会の増大について特段の配慮を行うよう、各省庁等に要請を行った。

- 工場等制限法の特例措置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p92]
- ・被災地域における地域の産業復興を速やかに実現するためには、経済活動を制約する各種規制の緩和を推進し、意欲ある民間企業が自由な活動を展開できる環境を確保することが重要であることから、国土庁（当時）においては、既存事業者が、震災前の従業者数の範囲内で床面積を拡大して工場を再建すること、被災工場の跡地に、震災前の従業者数の範囲内または震災前と同一業種であれば、他の事業者工場を新設することが可能となるような工場等制限法の特例措置を講じた。

（財）阪神・淡路産業復興推進機構への支援・県、神戸市をはじめ被災地域賀来市長、経済界等の協力のもと平成7年12月に設立された（財）阪神・淡路産業復興推進機構への財政支援に、1億4,800万円（平成7年度）の予算措置を行った。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

災害復旧高度化資金の貸し付け実績は、下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p248]

（単位：件・百万円）

	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
件数	11	8	13	12	7	5	2	3	1	62
金額	537	577	9,595	9,078	1,774	1,013	275	546	272	23,776

災害復旧貸付の貸付実績は、下表のとおり。[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p242]

（単位：件・百万円）

		7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合計
中小企業金融公庫	件数	916	2,148	432	64	13	3,573
	(激甚)	360	224	34	10	2	630
	金額	52,343	130,695	30,185	5,668	484	219,375
	(激甚)	4,965	4,884	795	263	40	10,947
国民金融公庫	件数	10,069	8,277	1,997	1,107	826	22,276
	(激甚)	7,976	5,847	1,742	1,045	807	17,417
	金額	69,724	72,743	24,096	9,969	8,597	185,129
	(激甚)	52,905	45,500	15,531	9,230	8,416	131,582
商工組合中央金庫	件数	604	662	120	48	19	1,453
	(激甚)	68	34	6	1	0	109
	金額	34,810	62,004	13,355	10,025	2,264	122,458
	(激甚)	1,303	733	157	30	0	2,223
合計	件数	11,589	11,087	2,549	1,219	858	27,302
	(激甚)	8,404	6,105	1,782	1,056	809	18,156
	金額	156,877	265,442	67,636	25,662	11,345	526,962
	(激甚)	59,173	51,117	16,483	9,523	8,456	144,752

（注）（激甚）とあるのは、閣議決定及び激甚災害の指定に基づく貸付である。

県 阪神・淡路大震災に対して取った措置
《金融支援》

「緊急災害復旧資金」の創設[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

- ・兵庫県及び神戸市は、阪神・淡路大震災により、り災し、事業活動に支障が生じている中小企業者を支援するため、緊急災害復旧資金を創設した。

(創設当初)

- ・融資対象者：市町長が発行する事業所の建物の「り災証明」を受けた中小企業者等
- ・融資条件
 - ・限度額 企業5,000万円(組合1億円)
 - (うち運転資金 企業3,000万円、組合6,000万円)
 - ・利率 2.5%
 - ・期間 10年(据置3年)
- ・取扱期間：平成7年2月15日～平成7年7月31日(実行分)

(融資対象者の拡大措置後)

- ・融資対象者(拡大分)：県が実施する緊急災害復旧資金の対象とならない中小企業者で、地震の影響で経営の安定に支障が生じており、売上額が減少(見込み)する者。
- ・限度額：2,000万円
- ・利率：2.8%
- ・期間：5年(据置1年)
- ・取扱期間：平成7年2月15日～平成7年7月31日(実行分)
- ・申込先：県融資制度取扱金融機関

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)

- ・県・神戸市で創設する緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給を実施した。

- ・対象：事業所の建物が全・半壊した者
- ・利子補給対象限度額：2000万円(政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付制度とあわせた融資額のうち、2,000万円以下の部分)
- ・利子補給期間：3年間(市民税の法人税割及び所得割が課税されていない等の企業は、最大7年間延長(要申請))
- ・利子補給率：2.5%(2.5% 0%)

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給

- ・緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)の平成7年度末実績は、24,743件、4,014,618千円。

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給(復興基金事業)

- ・被災した中小企業者の政府系中小企業金融機関(中小企業金融公庫、国民金融公庫、商工中金)借入れに対する利子補給を実施した。[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

- ・対象者：政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付を受けている者のうち事業所の建物が全・半壊した者
- ・利子補給対象融資限度額：2,000万円(県・神戸市の緊急災害復旧資金融資制度とあわせた融資額のうち、2,000万円以下の部分)
- ・利子補給期間：3年間
- ・利子補給率：2.5%(2.5% 0%)

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

中小企業設備近代化資金等の新規借入金にかかる償還期間の延長[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

- ・対象者：り災した中小企業者で、設備近代化資金等の対象業種を営む者
- ・償還期間：近代化資金 現行5年(据置1年) 7年(据置1年)
- 設備貸与(一般割賦) 現行4.5年(据置6月) 6.5年(据置6月)

資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

既往債務の負担軽減の実施[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

- 県中小企業融資制度の償還期間の延長
 - ・県中小企業融資制度の融資残高を有し、地震による災のため、返済資金の調達が困難な中小企業者等に対し、1年間の返済猶予を実施。
 - 中小企業設備近代化資金等の償還免除・猶予
 - ・地震により、貸付（貸与）対象設備が滅失した中小企業者に対して償還免除を実施。
 - 政府系中小企業金融機関の既往債務の負担軽減
 - ・個々の企業の実状に応じて、弾力的な取扱を実施。
 - 旧中小企業事業団の中小企業高度化融資の償還期限の延長
 - ・償還期限を3年以内（他の激甚災害については2年以内）に延長。
- 資料)以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

中小企業・地場産業支援

小規模製造企業復興推進事業の実施（復興基金事業）

[兵庫県産地・皮革産業室 (<http://web.pref.hyogo.jp/sanchihikaku/>)]

- ・被災を受けた小規模製造企業が今後の復興方策を模索するために共同で取り組む自立復興事業を支援することにより、小規模製造企業の震災からの早期復興を図った。

- (1) 補助金額 500万円/団体
- (2) 補助率 1/2以内
- 3 支援対象
- (1) 対象者 ア 被災小規模製造企業（従業員20人以下）4 社以上で構成する任意グループ
イ 被災小規模製造企業を主たる構成員とする 事業協同組合、商工組合等の団体等
- (2) 対象事業
ア 先進的事例や新商品・市場等に共同調査研究事業
イ 共同展示会、共同カタログ作成等の実験的 共同事業

○地域産業活性化支援事業補助制度の創設（復興基金事業）(平成7年～)

- ・被災地域の地場産業等中小企業を主たる構成員とする業種団体及び公益法人が実施する販路開拓、イメージアップ等の共同事業を支援することにより、被災した地場産業の復興を図った。

(1) 補助対象者

(業種団体) 日本ケミカルシューズ工業組合、兵庫県印刷工業組合、兵庫県粘土瓦共同組合連合会、灘五郷酒造組合

(公益法人) (財)神戸ファッション協会、(社)神戸市機会金属工業会

(2) 補助対象事業

受注の確保・拡大を図るために共同で行う見本市等の販路開拓事業

研修会等の人材養成事業

共同PR等のイメージアップ事業

(3) 補助率：補助対象経費の1/2

(4) 補助額

(業種団体) 10,000千円を限度

(法益法人) 20,000千円を限度

【特認事業（補助額の増額）】(平成9年)

(1) 補助対象者

上記の補助対象者のうち、構成員の被害が著しく、生産高の回復が大幅に遅れている（構成員の概ね40%以上が全半壊（焼）の被害を受けて、生産高等が震災前対比で概ね10%以上減少）と認められる業種団体

(業種団体) 日本ケミカルシューズ工業組合、灘五郷酒造組合

(2) 補助対象事業

団体が実施する集中的販路開拓事業等で、業界の本格復興と地域経済の活性化に効果が期待できるもの

(3) 補助率：補助対象経費の2/3以内

(4) 補助額：20,000千円を限度

○地域産業集積活性化法による支援

- ・ケミカルシューズ産地の活性化を図るため、平成8年、県が「神戸地域特定中小企業集積活性化計画」策定し、それに基づき、産地組合や企業グループ等が取り組む新製品・新技術開発や販路開拓等への支援を行った。

○災害復旧高度化事業

ケミカルシューズの被災企業5社が協同組合を設立し、高度化資金を活用して、用地の取得とともに、平成8年に鉄骨5階建ての近代的な作業スペースを確保した。協同のメリットとして、集配の運送屋の指定や接着剤や箱などの共同仕入れによる経費の削減を図っている。

東灘区の中小酒造メーカーである2社の木造の醸造場が全壊したが、平成8年4月に中小企業近代化促進法の共同出資計画の承認を受け、5月に㈱神戸酒心館を設立した。平成9年、高度化資金を活用して、免震構造の共同工場の他、イベントホール、飲食店や物販施設等を備えたテーマ施設を設立した。

《相談支援》

- 中小企業相談所の設置(平成7年1月)[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p191-192]
- ・1月23日、被災事業者の事業再開等に関する各種相談に総合的かつ機動的に対応するため、国、県、市町、商工会議所等関係団体が一体となって運営する「中小企業総合相談所」の設置を決定した。
 - ・1月24日、国(中小企業庁、近畿通産局) 関係市町、政府系中小企業金融機関(国民金融公庫、中小企業金融公庫、商工中金、環境衛生金融公庫) 旧中小企業事業団、中小企業振興公社、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、信用保証協会、火災共済協同組合、技術士会、中小企業診断協会など多数の行政機関、関係団体等から相談員の派遣を求めた。
 - ・1月25日、神戸地域は神戸市産業振興センター内に、阪神地域は西宮商工会館内に、淡路地域は津名町商工会館内にそれぞれ開設する運びとなる。各関係機関から職員の派遣を受け、神戸地域では34人、阪神地域は11人、淡路地域10人での相談体制で業務を開始した。
 - ・1月26日、法律相談や税務相談にも対応できるよう大阪弁護士会、近畿税理士会に派遣を要請し、ボランティアでの協力を受けた。
 - ・相談所開設当初の窓口開設日は3カ所共に土・日・祝日を含む毎日体制で相談に応じる。その後、淡路地域は2月15日から、阪神地域は4月1日から、神戸地域は4月27日から平日のみの開設へと変更した。
 - ・淡路地域は2月15日～4月9日、阪神地域は4月1日～4月26日の期間、移動による巡回相談所を実施した。
 - ・淡路地域は4月10日から淡路県民局へ、神戸地域および阪神地域は4月27日から震災復興総合相談センター及び阪神県民局へそれぞれ相談所を移設した。
 - ・県中小企業総合相談所は、被災産地や下請企業の経営面での支援のため、実態調査、緊急指導等の支援を重点的に実施した。
- 県工業技術センターによる技術相談[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p201]
- ・県立工業技術センターは、震災直後から被災地及びその周辺の個別企業を対象に、実態調査を兼ねた巡回技術相談を実施し、設備の補修や事業再開に向けての技術的課題等についての指導を行った。
- 県中小企業振興公社による相談・技術支援[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p201]
- ・県中小企業振興公社は、被災地内3カ所の中小企業総合相談所において取引に関する相談を実施したほか、被災下請企業の取引の再開、拡大のため、登録企業の緊急実態調査による企業データの整理や発注開拓班を編成して新規取引のあっせんを図るとともに、緊急広域あっせん会議、広域商談会の開催等による取引の拡大を支援した。

《産業復興に関する検討》

- 産業復興会議の設置(平成7年2月～)[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県, p339-340]
- ・復興計画の策定や復興事業の推進にあたって広く有識者からの意見・提言を得るため、分野別に復興県民会議を設置した。
 - ・設置された会議は、次のとおり。 産業復興会議(2/5設置)、 ひょうご住宅復興会議(2/16設置)、 外国人県民復興会議(2/17)、 保健医療福祉復興県民会議(2/23)、 兵庫県生涯学習審議会(従前より設置)、 新しい家族と地域のネットワーキング会議(3/4設置)、 男女共生のまちづくり推進会議(2/22設置。母体は県立女性センター)、 食品産業振興連絡調整会議(4/20設置。兵庫県食品産業協議会が推進団体)。
「産業復興計画」の策定(平成7年6月)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局, p85-86]
 - ・産業復興会議により、平成7年6月30日に産業復興計画が示され、これがその後地方公共団体によって策定される様々な産業の復興計画のベースとなった。
 - ・産業復興計画では、阪神・淡路地域を中心とする産業の復興について、一日も早い既存産業活動の復旧・復興を図り、かつ、21世紀の成熟社会を見据えた新たな産業構造の構築を目指し、被災地の産業界、行政、学会等が産業復興に対する共通認識を持ち、一致協力して復興に取り組むことを目的としている。
 - ・また、復旧・復興段階に応じて、時間軸に沿った機敏かつ適切な復興対策を講じるため、中期・長期目標を設定し、それぞれに対応した課題を検討の上、連続性、整合性のある方策を展開するものとしている。
「産業復興3カ年計画の策定」(平成7年8月31日)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局, p86]
 - ・兵庫県では、平成7年7月31日に策定した「阪神・淡路震災復興計画」のうち、産業の復興に関連する具体的な実行計画として、平成9年度までの3カ年間で、被災地の純生産を震災前の水準に回復させること、新たな産業構造の構築等による本格的な産業復興を実現するための基礎固めを行うことを目標とした「産業復興3カ年計画」を平成7年8月31日に策定した。
「産業復興支援充実策」の策定(平成9年10月3日)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局, p87-88]
 - ・平成9年8月、阪神・淡路復興対策本部事務局は、産業復興に関する各省庁(課長クラス)並びに兵庫県、神戸市の実務担当者(部・局長クラス)からなる「産業復興実務者会議」を設置した。
 - ・産業復興実務者会議においては、兵庫県、神戸市及び神戸商工会議所が協力して、詳細な実態調査を実施するとともに、並行して、各業界から提出された要望事項を詳細に検討し、被災地における産業別の復興支援ニーズを整理し、産業復興支援のための施策について検討を行った。
 - ・この検討結果を踏まえ、平成9年10月3日に、兵庫県、神戸市が産業復興支援の基本的考え方及び具体策を「産業復興支援充実策」として取りまとめた。
「阪神・淡路震災復興計画推進方策」の策定(平成10年)[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局, p88]
 - ・兵庫県は、「阪神・淡路震災復興計画」のより効果的、かつ、着実な推進を図り、創造的な産業復興を成し遂げることを目的として、震災後の3カ年の取り組みと成果を検証し、平成10年3月末、今後の取り組みの指針として、「阪神・淡路震災復興計画推進方策」を取りまとめた。
- その他
- (財)阪神・淡路産業復興推進機構の設置(平成7年12月)
- ・産業復興プロジェクトの実現に向けた調査及び研究並びに各セミナー、イベント等の企画及び運営などを行うことにより、阪神・淡路大震災により疲弊した被災地の産業復興の早期実現を図ることを目的として、県、神戸市をはじめ被災地域各市町、経済界等の協力のもと(財)阪神・淡路産業復興推進機構を平成7年12月25日に設立した。
 - ・また、県は、外資系の企業誘致や新産業創出に取り組む同機構への財政支援に約1億1千万円の予算措置を行った。(平成7年度)

・(財) 阪神・淡路復興推進機構の主な実施事業は、以下のとおりである。

- (1) 重点プロジェクトの実現に向けた調査・研究
 - 外国企業の立地促進調査
 - 復興計画の先導プロジェクトの総合調整
 - 神戸東部新都心や尼崎臨海西部などの地域産業振興方策の調査・研究
 - 震災地区産業高度化システム開発実証事業
 - ひょうご百名所づくり事業
- (2) セミナー・イベント
 - 内外企業の誘致・投資促進セミナー
 - 地域の既存産業の高度化・体力強化
 - 復興の起爆剤となるイベントの展開
- (3) 情報収集・発信
 - 復興情報番組等の企画
 - 産業復興フォローアップ調査(企業アンケート調査等)
 - 機関誌「産業復興」の発行

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

《金融支援》

緊急災害復旧資金、緊急特別資金(震災貸付)の受付・貸付状況[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p197-198] [『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p242-243]

- ・2月15日、緊急災害復旧資金、緊急特別資金(震災貸付)の受付開始に伴い、金融課には、被災中小企業者、取扱金融機関等からの問い合わせが殺到し、3月6日の週には、県・神戸市あわせて約3,000件を超える申し込みがあった。
- ・以後、6月末の申し込み締め切りまでに週約1,900件の申し込みが続き、兵庫県信用保証協会では、保証審査の処理に追われ、申し込みから保証承諾まで1ヶ月以上を要するという状態が続いた。
- ・6月末で申し込みを終了した結果、県・市の緊急災害復旧資金の申し込みは35,555件、4,701億円、融資実績は33,551件、4,222億円となった。
- ・「緊急特別資金」の融資対象者の拡大に関する実績は、平成7年度において4,631件、57,320,375千円。
- ・震災復旧緊急特別資金等の貸付実績は、下表のとおり。

(単位: 件・百万円)

	県・市	件数	金額
緊急災害復旧資金	兵庫県	23,443	304,039
	神戸市	10,108	118,131
小計		33,551	422,170
緊急特別資金	兵庫県	4,631	57,320
	神戸市	1,182	13,404
小計		5,813	70,724
小計 (+)		39,364	492,894
その他の市町村の 災害復旧貸付	尼崎市	3,064	19,319
	西宮市	3,042	19,777
	芦屋市	295	1,936
	伊丹市	722	3,411
	宝塚市	936	6,830
	川西市	146	838
	加古川市	29	263
	姫路市	43	387
小計		8,277	52,761
合計 (+)		47,641	545,655

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給(復興基金事業)

- ・県・神戸市で創設する緊急災害復旧資金借入れに対する利子補給を実施した。

・対象 : 事業所の建物が全・半壊した者

- ・利子補給対象限度額：2000万円（政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付制度とあわせて融資額のうち、2,000万円以下の部分）
- ・利子補給期間：3年間（市民税の法人税割及び所得割が課税されていない等の企業は、最大7年間延長（要申請））
- ・利子補給率：2.5%（2.5% 0%）

○緊急災害復旧資金にかかる利子補給

- ・緊急災害復旧資金にかかる利子補給（復興基金事業）の平成7年度末実績は、24,743件、4,014,618千円。

政府系中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給・中小企業金融機関の災害復旧貸付にかかる利子補給（復興基金事業）の平成7年度末実績は、5,749件、677,016千円。

「中小企業設備近代化資金等の新規借入金にかかる償還期間の延長」[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p203]

- ・標記に関する実績は、平成7年度末において31件、268,090千円。

《相談支援》

中小企業総合相談所における相談件数

- ・1月25日、中小企業総合相談所の開設日における相談件数は234件であった。
- ・平成7年1月25日から平成8年1月31日までの相談実績は下表のとおり。

区分	神戸		阪神		淡路		合計			
	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	合計	
1/25-2/16	件数	2,781	1,414	2,208	432	225	24	5,214	1,870	7,084
	平均	121	62	96	19	10	1	227	82	309
2/17-3/15	件数	2,032	2,084	1,183	369	165	5	3,380	2,458	5,838
	平均	75	77	44	14	9	0	128	91	220
3/16-4/26	件数	1,146	705	371	193	58	1	1,575	899	2,474
	平均	27	17	11	6	2	0	40	23	63
4/27-8/31	件数	119	104	32	591	0	0	151	695	846
	平均	1	1	0	7	0	0	2	8	10
9/1-10/31	件数	21	37	3	14	0	0	24	51	75
	平均	1	2	0	1	0	0	1	3	4
11/1-1/31	件数	15	31	0	0	0	0	15	31	46
	平均	0.4	0.5	0	0	0	0	0.3	0.5	0.8
合計	件数	6,114	4,375	3,797	1,599	448	30	10,359	6,004	16,363
	平均	21.8	15.6	13.9	5.9	1.7	0.1	37.4	21.6	59

平均とは、当該期間における1日平均の相談件数。

中小企業・地場産業支援

○地域産業活性化支援事業補助制度の創設（平成7年）

- ・灘五郷酒造組合では、灘の酒サマーフェアの開催やパンフレットの作成、日本ケミカルシューズ工業組合では、グランドシューズコレクション見本市の開催による受注・販路開拓を行った。また、兵庫県粘土瓦連合会では建築誌・新聞ラジオ等への広告や住宅フェア等展示会への参加を行うとともに、パソコン講習会・技術講習会等の開催を行った。
- ・また、特認事業として、灘五郷酒造組合では横浜や名古屋等の大消費地でPRや需要喚起を行い、日本ケミカルシューズ工業組合では、くつつ子まつりの開催や神戸シューズプラザでの情報収集活動等を行った。

○地域産業集積活性化法による支援

- ・平成8年から12年まで、日本ケミカルシューズ工業組合が、足にやさしい健康シューズの開発やインターネット活用等による情報収集・提供事業さらには経営戦略講座等人材育成事業を行った。

《産業復興の取り組みについて》

産業復興の状況（「産業復興3力年計画」等の検証）[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府阪神・淡路復興対策本部事務局,p88]

- ・「阪神・淡路震災復興計画推進方策」においては、産業復興面での震災後3年間の取り組みと成果の検証として、

生産面から見た産業活動水準は、平成9年度の純生産（建設業を除く。）が、101.7%となり、震災前の水準に回復している。分配面から見ると、個人所得が震災前の水準を上回っている（現金給与推計値：103.7%（平成9年））。消費面から見ると、大型小売店舗販売額（回復率：95.7%（平成9年・神戸市））が9割台、平均消費性向（震災前比：97.0%（平成9年度・神戸市勤労者世帯））が震災前水準に回復しつつある。

しかしながら、一部の地場産業や商業・サービス業等については、今なお厳しい状況にあり、業種や地域、企業規模等により復興格差が存在している。特に、中小・零細規模の事業者は、震災の被害に加え、景気回復の遅れ等の厳しい経済環境や震災前からの構造的な課題もあり厳しい状況にある。

また、資産面の状況を見ると、兵庫県内の金融機関の貸出残高（震災比：107.2%（平成9年度末））や、兵庫県信用保証協会による信用保証残高（震災比：139.5%（平成9年度末））が増加し、震災の被害による資産減少に加え、震災後の借入金の増加などにより、企業体力の低下と、投資意欲等企業マインドの冷え込みなどの影響が未だに大きいと見られる。

市 町

阪神・淡路大震災に対して取った措置

仮設工場等の設置[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p245]

- ・被災中小企業者の速やかな事業再建を促進するため、旧中小企業事業団の高度化融資制度の活用により、神戸市においては、仮設工場、貸共同工場等を整備し、操業の場の確保を行い、事業の立ち上がりを支援した。

神戸市復興支援工場の建設（平成8年）[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局p247]、[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p.374]

- ・神戸市は、中小製造業者の恒久的な再出発拠点として、旧中小企業事業団の高度化融資制度を活用し、平成8年から「神戸市復興支援工場」を建設。入居には敷金が不要。賃貸料は民間よりも幾分割安で、使用期間は5年、最長15年まで延長可。

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

仮設工場の設置状況[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局p246]

団地名	対象業種	設置戸数	敷地面積	供用期間
神戸インナー第4工業団地	機械金属等	16戸	2,500 m ²	H7.4.1~H12.3.31
苅藻島	ケミカルシューズ関連	5戸	2,000 m ²	H7.4.1~H12.3.31
南駒栄	ケミカルシューズ関連	31戸	12,000 m ²	H7.5.1~H12.4.30
神戸ハイテクパーク	機械金属	53戸	23,533 m ²	H7.6.17~H12.6.16
興亜池公園	ケミカルシューズ関連	30戸	7,500 m ²	H7.6.3~H12.6.2
高塚台	ケミカルシューズ関連等	35戸	8,900 m ²	H7.6.27~H12.6.26
合計		170戸	56,433 m ²	

神戸市復興支援工場[『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』兵庫県・（財）21世紀ひようご創造協会,p374]

- ・復興支援工場は、平成10年3月にA、B棟が完成、平成11年4月にはC棟が、平成12年4月にはD棟が完成。4棟で延べ2万5,990平方メートル。A B Cの3棟に当初、機械金属やケミカル関連の53社が入居。ピーク時には4棟で約122社の利用があった。
- ・神戸市は、震災後に6箇所の仮設工場を建設し、被災企業に5年を期限に賃貸してきたが、順次使用期限切れとなるため、それらの企業の受け皿となる。
- ・復興支援工場の事業費は、約102億円。95%を国の無利子融資制度で賄い、5%を神戸市が負担。借入金は平成15年度から32年度にかけて償還することになっており、ピーク時の返済額は年約7億円となる。

その他

阪神・淡路大震災に対して取った措置

旧中小企業事業団による金融支援[『阪神・淡路大震災 - 兵庫県の1年の記録』兵庫県,p200]

- ・2月28日、旧中小企業事業団は、災害復旧高度化事業の据え置き期間を3年から5年に、災害復旧高度化の事業計画書提出期限を1年から3年にする措置をとった（最終的には7年（平成14年1月まで）延長した。）また、既存の貸付については、罹災状況により償還期限の3年の延長を可能とした。

「小企業等経営改善資金融資（マル経資金）」の貸付限度額の引き下げ（国民金融公庫）[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

- ・概要は以下のとおり。

・融資限度額：500万円 750万円
 ・融資期間：設備資金6年（据置6月） 運転資金4年（据置6月）
 ・金利：3.4%
 ・担保：無担保・無保証人（商工会議所・商工会の推薦が必要）
 ・申込先：商工会議所・商工会
 資料）以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

信用保証協会の基本財産の造成支援[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

- ・被災中小企業者に対する信用保証を積極的に進め、震災復興に要する資金の円滑な調達に資するため、市町、金融機関と協力して信用保証協会の基本財産の造成を実施した。

日本開発銀行災害復旧融資（日本開発銀行）[『阪神・淡路大震災における行政の対応と都民生活復興の課題』東京都政策報道室調査部,p204]

- ・大企業への金融支援として、日本開発銀行において、電力、ガス、鉄道、通信等のライフラインの復旧、大規模小売店舗、製造業生産ライン等に対する復旧に必要な資金を対象とした、通常金利を大幅に下回る超低利の災害復旧融資制度を創設した。

・対象事業：ライフライン復旧支援、生活基盤インフラ復旧支援、経済機能復旧支援等を目的とした大企業が行う事業
 ・金利：3.0%～3.4%
 ・融資比率：対象事業費の40%程度
 資料）以上すべて「平成8年度 商工部の概要」兵庫県商工部

阪神・淡路大震災に対して取った措置の結果

中小企業信用保険の特例に係る保証実績[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p244]

	7年 3月末	8年 3月末	9年 3月末	10年 3月末	11年 3月末	合計
件数	6,305	47,869	428	243	276	55,121
金額(百万円)	77,589	564,885	4,444	1,891	1,464	650,273

日本開発銀行の災害復旧貸付の実績[『阪神・淡路大震災復興誌』総理府・阪神・淡路復興対策本部事務局,p258]

(単位：件・億円)

	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	合計
件数	5	40	24	19	10	7	105
金額	207	970	213	191	119	77	1,777

(注)日本開発銀行の「災害復旧貸付」については、平成11年7月31日に終了した。

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み内容とその結果

国

阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み

大学等技術移転促進法（TLO法）の制定・施行（平成10年8月）

[『科学技術白書（平成13年版）』文部科学省,p58-59]

- ・平成10年8月の「大学等技術移転促進法」が施行され、平成13年4月までに全国で20の技術移転機

	<p>関 (TL0) が承認された。これらのTL0においては、大学等の研究成果として、国内で700件以上の特許が出願されている現況にある。</p> <p>「工場等制限法」の廃止 (平成14年7月)</p> <p>[兵庫県産業労働部ホームページ (http://web.pref.hyogo.jp/richi/kouzyou.htm)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工場等制限制度を廃止するための法律 (首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律) が平成14年7月12日付けで施行され、工場等の新設、増設の制限がなくなった。 ・主な内容については、次のとおり。 <ul style="list-style-type: none"> 工場等の規模に関わらず、新設・増設の制限がなくなった。 これまで制限されていた区域は、神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市の各一部 (概ね阪急電鉄神戸線以南) <p>(参考) これまで制限されていた内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000㎡以上の工場の作業場の新設・増設 1,500㎡以上の大学、高等専門学校の新設・増設 800㎡以上の専修学校、各種学校の新設・増設 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>県</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>新事業創出支援センターの開設 (平成10年) [『阪神・淡路大震災復興誌 (第4巻)』(財) 阪神・淡路大震災記念協会, p412]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県は、平成10年6月に、県中小企業振興公社を中心に、自治体と民間の13機関のタイアップによる「新事業創出支援センター」を開設した。技術、商品、開発、経営、人材、資金など準備段階から事業化まで総合的な相談に応じている。(新規事業2500創出大作戦の一環、平成10年に制定された「新事業創出促進法」において位置付けられた地域プラットフォームの体制整備の一環)。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>市 町</p>	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>既存産業の高度化、近代化に対する取り組み [総理府阪神・淡路復興対策本部事務局『阪神・淡路大震災復興誌』大蔵省印刷局, p.93-98] [平成14年4月30日付神戸新聞]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災地域には、ケミカルシューズ、粘土瓦、酒造、ファッション、洋菓子等の地場産業を中心とした中小製造業が集積しており、震災により甚大な被害を受けた。これらの既存産業の復旧・復興に当たっては、震災前からの構造的な問題の解決も含め、製品の高付加価値化や販路開拓等により積極的な再建・復興を図る必要があることから、次のような新たな取り組みによる再建・復興が進められた。 <ul style="list-style-type: none"> ケミカルシューズ業界においては、震災前後のケミカルシューズ業界の問題・課題を整理し、ケミカルシューズ産業の新たな展開を図るためのシンボリックな施設として、神戸市長田区に情報発信機能やインキュベーション機能を備えた「“くつのまち：ながた” 核施設」(シューズプラザ)を整備した (平成12年7月に竣工)。 宝塚市においては、観光・集客産業の復興と、宝塚の地場産業である花や植木などを素材とした都市型生活支援系の産業の育成・支援を行うための核施設として、平成12年に「宝塚はな回廊」を整備した。 神戸の地場産業である洋菓子とケミカルシューズを直接東京で販売、PRすることにより地域の生活文化産業の情報発信と需要拡大を図るため、平成11年4月、東京都青山にアンテナショップ「神戸ブランドプラザ」を開設した (平成14年4月、東京都渋谷区代官山に移設、平成15年度末で事業終了)。 <p>神戸リエゾン・ラボの設置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した中小製造業の新規事業展開や既存事業の高度化を推進するためには、企業間ネットワークの構築や産学官連携による共同研究・開発の取り組みが必要であり、平成13年6月に、神戸市復興支援工場内に、大学のサテライト研究室や中小企業共同研究室などからなる「神戸リエゾン・

	<p>ラボ」(産学連携共同研究室開発支援施設)を設置した。</p> <p>神戸市復興支援工場の入居要件の緩和等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被災した中小製造業が本格復興を果たすためには、復興支援工場の果たす役割が、単に操業の場の確保という面だけでなく、企業集積を活かした技術力向上の場としてさらなる活用を図っていく必要があることから、平成16年1月より、被災企業以外の小規模企業者も入居できるよう、入居要件を緩和した。 ・また、震災復興支援のみならず、今日まで神戸経済を支えてきた、神戸のづくり技術のさらなる高度化を目指して、復興支援工場を「神戸のものづくりの拠点」として発展させるため、名称を「神戸市ものづくり復興工場」に改正した。 <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p> <p>神戸リエゾン・ラボ(平成13年6月設置、平成16年1月恒久施設として条例化)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・産学連携研究室(神戸大学工学部、神戸市立工業高等専門学校) ・交流スペース、相談コーナー((財)神戸市産業振興財団) ・中小企業共同研究室((財)神戸市産業振興財団) ・ものづくり試作開発支援センター((財)新産業創造研究機) <p>神戸市ものづくり復興工場(旧 神戸市復興支援工場)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸市ものづくり復興工場の入居者は、機会金属、ケミカルシューズ関連等を合わせ、平成16年7月現在108社が入居している。(入居率74%)
その他	<p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取り組み</p> <p>阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた取組の結果</p>
<p>これまでの各方面からの指摘事項</p>	
<p>被災地域の地場産業は、壊滅的打撃を受けたものが多く、中にはケミカルシューズのように我が国全体に占める出荷シェアが非常に大きな地場産業も含まれるため、一時的には国内供給体制の混乱が見られた。今回被災した地場産業の多くは、被災前から既に、円高や需要の低迷等で厳しい経営環境であった。中小企業庁の調査においても、被災産地の多くは生産額、輸出額ともに年々低下する傾向にあり、その理由として「輸出入の減少」「輸入品の増加」「国内需要の低迷」を挙げるものが多く、今回の震災を契機とした一層の経営の悪化が懸念される。また、ケミカルシューズ等の地場産業では、工場アパートに例示されるように、同業者の緊密なネットワークを基盤とする集積のメリットがあったが、このようなネットワークを今後どのように再構築していくか難しい問題となろう。(平成7年中小企業白書)</p> <p>被災地域の下請企業組合の調査によると、被災地域の組合員たる下請企業約250社のうち、全・半壊が約5%、一部損壊が約40%となっており、また、(社)神戸市機械金属工業会に属する企業407社に係る被災率は約90%となっている。下請企業では、従来から親企業のリストラの影響や親企業の海外生産の影響を受けていたが、被災地域の下請企業の中には今回の震災で親企業への部品供給が不能となっているものもあるため、こうした事態が親企業による下請企業の選別強化や新製品開発競争への遅れを招くことが懸念される。(平成7年中小企業白書)</p> <p>神戸商工会議所は、「阪神大震災による経営への影響および神戸の復興に関する調査」として、97年1月20日～2月7日の間、会員企業1,246社を対象にアンケート調査を実施した。回答数は729社(回答率58.5%)。これによると、以下のように大企業と中小企業の復興格差が見られる。</p> <p>売り上げ、生産高の回復の程度</p> <p>「100%以上回復」は40.4%で、約4割の企業が震災前の水準もしくはそれ以上に回復している。しかし、震災から2年を経過しているにもかかわらず「80%未満」の回答を合計すると22%となり依然として2割の企業が厳しい経営環境の下にある。規模別では、回復が100%以上としたのは「1～49人」33.8%に対し、「50～299人」が55.4%、「300人以上」は54.2%となっており、「1～49人」は他より20ポイント以上の格差があり、大幅に回復が遅れていることがみてとれる。</p> <p>売り上げ、生産高の回復の時期</p> <p>「すでに回復」との回答が39.8%と約4割を占め最も多かったが、「3年以上かかる」としたのが22.7%、約2割の企</p>	

業が回復が長引くとみている。規模別でみると「すでに回復」の応えは「300人以上」と「50～299人」でそれぞれ49.3%と53.3%。約半数が震災前の水準に戻っている。これに対し「1～49人」では「すでに回復」が34.4%と3割強しかなく、「3年以上かかる」が26.2%と4分の1を占め、回復にはまだ長期間を要すると見ている企業が多い。

資料：『阪神・淡路大震災復興誌（第1巻）』（兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会）より抜粋

震災後2年経過した時点で、改めて復旧・復興状況を見てみると、被災地域の産業の復旧・復興は、その速度は緩やかなものとなってきているものの、全体としては着実に進んでいる、業種別では一部の地場産業や商業、サービス業などで震災の影響が残っているなど「業種による復興の差」、さらに同業種でも「企業による復興の差」が見られる。また、震災被害の大きかった地区で、事業所や従業員の回復が遅れているなど「地区による差」も見られる、とりわけ、中小・零細規模の事業者を中心に、震災被害に加え、震災直後の円高や景気回復の遅れなど経済環境、さらには震災前からの構造的課題もあいまって未だ厳しい状況に置かれている。（『阪神・淡路大震災復興誌（第2巻）』（兵庫県・（財）21世紀ひょうご創造協会）

大震災から三週間後の2月9日、村山富市首相（当時）は記者会見で復旧・復興対策を発表し、その中で「中小企業者の立ち直りは、復興の重要な鍵」と表明し、実質無利子融資や共同仮設店舗への助成、仮設工場建設、復興支援工場など従来の災害対策の枠を広げる制度も実現したが、すべての事業者が活用できる内容ではなかった。また、活用できた被災業者も、地域経済・社会の変貌によって新たな負担を強いられる場合が多数生まれた。それは、第一に中小企業者重視の看板とは裏腹に、実際の行政施策のメインは大型プロジェクトであり、中小商工業者にはその下でのおこぼれな事業再建の道しか示されなかったこと、第二に復興都市計画で端的に現れたように、地域社会と住民生活再建の計画にその地域の主人公である被災者を参画させず、そして被災中小商工業者の再建を位置づけさえしなかったこと、第三に、政府が、被災者の切実な願いである個人補償・公的支援に背を向け、被災事業者への個別対策はすべて「貸し付け」制度、つまり財産や資産を失った者にさらに「負債」を背負い込ませるという対応に終始したことなどによって、被災事業者対策全体が新たな整理沙汰のフィルターともなってしまったからであった。（勝部志郎「中小商工業者の立ち上がりには何が必要か」『大震災100の教訓』塩崎賢明・西川榮一・出口俊一・兵庫県震災復興研究センター編）全国的に見て、バブル経済崩壊後、企業立地は停滞しているが、被災地においてはバブルのピーク時の約5分の1程度にとどまっている。当面の課題であるポーアイ2期地区については、製造業用、業務用を含めて分譲率は10%程度であり、産業集積にはほど遠い状況である。新たにオープンした新産業創造研究機構（NIRO）も先行的にポーアイ2期の用地に立地したが、周辺の立地が進まない状況の中では、機能を十分に発揮できるかどうか、今後が注目される。（関 満博「本格的産業復興をめぐる課題とあり方」『阪神・淡路大震災 震災対策国際総合検証事業 検証報告 第6巻《産業復興》』兵庫県・震災対策国際総合検証会議）地域商業の復興が難しいのは、周辺人口の回復などまちづくりと一体でなければ操業環境が整わないことであり、単に商工政策だけで復興を考えることができないことである。・・・（中略）・・・元来平時に土地等の権利者と公益のバランスをとりながらまちづくりを進める都市計画事業はある程度期間がかかることが想定されており、震災により面的な被害を受けた地域の産業を復興するのに要求されるスピードとはずれが生じている。（『神戸市震災復興総括・検証 経済・港湾・文化分野 報告書』震災復興総括検証研究会）

『震災復興対策の法制度に関する提案』（東京都震災復興検討委員会小委員会）では、応急仮設の店舗・事業所等の供給に関して、以下の制度上の問題点を指摘している。

現行法制度上の問題点

- (1) 災害救助法では、収容施設として仮設住宅は救助活動として位置付けられているが、仮設の店舗や事業所は含まれていない。
- (2) 中小企業者が、仮設の店舗や事業所等を建設する場合は、被災地の面的整備事業が終了した時点で、再度恒久的施設を建設することになり、負担が二重になる。
- (3) 土地区が整理事業などでは、事業用仮設施設として店舗や事業所の建設が可能であるが、事業決定が必要である。なお、阪神淡路大震災では、運用で都市計画決定時から事業用仮設の設置が認められた。

【参考】

・「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」では、「国は、都道府県が、激甚災害を受けた事業協同組合等が設置した共同施設の災害普及事業に要する経費の3/4以上を補助する場合、2/3を補助する。」と定めている。しかし、協同組合が建設する応急仮設の共同施設の建設や個々の中小企業者が建設する仮設の店舗や

事業所等に対する補助規定はない。

- ・中小企業総合事業団や政府系金融機関による融資は可能であるが、仮設の店舗や事業所等を建設する場合は、被災地の面的整備事業が終了した時点で、自力で恒久的な施設を建設することになり、負担が二重になるため融資を受けることは難しい。

資料：『震災復興対策の法制度に関する提案』（東京都震災復興検討委員会小委員会）より抜粋

復興支援工場の賃料は、仮設工場の3、4倍にあたる1㎡当たり1,200円から1,900円で、ローンを抱える入居者にとっては負担が重くなる。震災で被害を受けた中小製造企業をサポートする復興支援工場で、入居企業109社のうち約4分の1が使用料を滞納していることがわかった。2001年3月12日の神戸市会予算特別委員会で市当局から報告された。退去処分の対象となる3ヶ月以上は27社に上り、未納額は約5,900万円。1,000万円近く滞納の社もあった。神戸市では、賃貸面積の縮小など家賃軽減策を検討するとともに、納付指導を続けていく。（『阪神・淡路大震災復興誌（第6巻）』（財）阪神・淡路大震災記念協会）

課題の整理

（特に中小・零細企業に対する）資金援助のあり方に関する検討（個人補償・公的支援の導入に関する検討など）

事業再開支援のあり方に関する検討（設備の修復・購入、販促などに対する支援の充実）

仮設工場の設置に対する支援のあり方に関する検討

地場産業の集積・ネットワークの維持

今後の考え方など

○国の被災中小・零細企業に対する資金支援として、政府系中小企業金融機関による別枠での融資、保証協会による別枠での保証を行い、また融資についてはその利率の引下げ措置、自治体と共同して行う利子補給による無利子化を行い、必要に応じてこれらの対策を継続して実施してきたところ。今後も、こうした対策を基本として、中小企業支援の実施を検討。（経済産業省）

復興10年総括検証においても未再開事業者への早期の支援などについての提言がなされている。（兵庫県）

現在の経済活動低迷の最も大きな原因は、震災の影響よりむしろ景気や構造変化の影響が大きく、特に、中小企業については、長引く不況の影響で新規事業への展開や既存事業の高度化への取り組みが進んでいないところが多い。しかしながら、単に震災前の状態に戻すだけでなく、21世紀型の産業構造への転換を図っていくことが、今後の大きな課題である。（神戸市）

ものづくり復興工場（旧 復興支援工場）については、震災から10年が経過し、入居企業数もピーク時と比べて徐々に減少している中で、今後は、良好な操業の場の提供という目的だけでなく、企業集積のメリットを活かし、「神戸のものづくりの拠点」として発展させるため、ソフト面の支援充実を含め工場の再構築を図っていくことが必要である。（神戸市）

地場産業である生活文化産業の持続的な産業振興を図っていくためには、消費者の指向の二極分化の中で販路及び神戸ブランドの確率、消費者嗜好の多様化とスピード化への対応、情報発信機能の強化、神戸発の人材育成・ネットワークと神戸でのビジネス展開支援、といった課題があり、アンテナショップの活性化、効果的なコレクション事業・コンテスト事業の実施などにより、神戸ブランドの確率や新たな販路開拓、ファッション関連企業・人材の育成を支援していく必要がある。（神戸市）

中小企業の多い都市として、上記課題を踏まえて検討していく。（尼崎市）